

## 市町村におけるリユースモデル事業について ～各モデル事業の概要～

### 1. 今年度モデル事業の基本方針

市町村とリユース事業者や市民団体・NPO 等とが連携し、リユースを促進するためのモデル事業を実施する。

市町村から公募により自由な提案を受け付け、実施内容の詳細を決定した。前回の研究会（第 8 回）において意見をいただき、実施内容を調整してきたところである。

### 2. 今年度モデル事業の概要

本年度実施する、愛知県大府市、大阪府泉大津市、東京都町田市の 3 つ方式の概要及び留意点を整理すると、下記の通りである。

平成 24 年度市町村におけるリユースモデル事業の概要（予定）

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	東京都町田市
プランの概要	宅配リユース事業の回収ルートにて小型家電対象 96 品目を回収する。回収した小型家電はリユース可能なものはリユース品として宅配リユース事業者が買取し、リユース不可なものは再資源化業者がリサイクルする。市民にとっては、買取れない小型家電もリサイクル品として処分され利便性が高い。	市民団体と協力して、市のホームページ及び市庁舎内に設けられた掲示板に市民の「家庭で使えなくなったもの(不用品)」について情報を掲載する。掲載情報を見て不用品が必要な方は市へと連絡し、市は引き渡しのあっせんを行う。市民にとってはインターネット上で不用品が閲覧・検索でき、利用しやすさが高まる。	月に 1 回「リユースの日(仮)」を設定し、粗大ごみを回収する場所にて市民からのリユース品の引き取りを実施する。リユース事業者と連携することでリユースできる品目の拡大を目指す。市民はリユース可能と判断された場合、無償で引き渡すことができる。(リユース不可の場合でも粗大ごみとして処理し、再度の持ち込みは不要)
リユース対象品目	・小型家電対象 96 品目 ただし、宅配で送れるもの	・粗大ごみとして収集できるもの(電化製品を除く) ・衣類/など	・古着 ・家具 ・家電 ・レジャー用品など/など
役割分担	【行政】小型家電の宅配リユース・リサイクルの仕組みを広報 【民間企業】既存の宅配リユースの仕組みの中にリユース・リサイクル両方の製品を引き取る新しい引取方法を実施	【行政】市のホームページ及び掲示板に「不用品のあっせん」を掲載 【市民団体】広報・宣伝等で連携	【行政】「リユースの日」を設定し、その日に市民が清掃工場にごみを持ち込む前にリユース可能なものを無償回収 【民間企業】リユース可能なものを引き取り
各方式の留意点	・小電リサイクル法との関係性 ・リユース事業者のリユースとリサイクルの仕分基準・構成比 ・住民への利用の周知	・トラブル防止策の検討、トラブル時の市の対応方針 ・窓口等の受付体制 ・住民への利用の周知	・リユース可否の判断基準(リユース事業者が実施予定) ・住民への利用の周知

上記は、調整中の事項を含んでおり、現時点での想定である。

(以上)